一五一七・九〇	その他のもの			
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）			
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		A	
	その他のもの	六・四％	B 5	
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）			
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		A	
	その他のもの		X	
	離型油	二・九％	B 5	
	その他のもの		X	
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）		A	
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		A	
一五・二一	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）			
一五二一・一〇	植物性ろう		A	
一五二一・九〇	その他のもの			
	蜜ろう	一二・八％	B 10	
	その他のもの		A	
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		A	
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎動物の調製品			
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品		X	
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
一六〇二・一〇	均質調製品		X	
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの			
	牛又は豚のもの		X	
	その他のもの	六％	B 15	
	第〇一・〇五項の家きんのもの			
一六〇二・三一	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X	
	その他のもの		A	
一六〇二・三二	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
一六〇二・三九	その他のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの		X	
	その他のもの	六％	B 5	
	豚のもの			
一六〇二・四一	もも肉及びこれを分割したもの		X	
一六〇二・四二	肩肉及びこれを分割したもの		X	
一六〇二・四九	その他のもの（混合物を含む。）			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
一六〇二・五〇	牛のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの			
	牛の臓器及び舌のもの			
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）＊		Q	(12)
	その他のもの			
	単に水煮したもの＊＊		Q	(12)
	その他のもの＊		Q	(12)
	その他のもの			
	牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇％未満のもの			
	米を含むもの		X	
	その他のもの＊		Q	(12)
	その他のもの			
	単に水煮した後に乾燥したもの			
	気密容器入りのもの＊＊		Q	(12)
	その他のもの＊		Q	(12)
	調味した後に乾燥したもの＊＊＊		Q	(12)
	コーンビーフ＊		Q	(12)
	その他のもの			
	気密容器入りのもの（野菜を含むものに限る。）＊		Q	(12)
	気密容器入りのもの（冷蔵及び冷凍のいずれもしていないものに限るものとし、野菜を含むものを除く。）			
	単に水煮したもの＊＊＊		Q	(12)
	その他のもの		R	(14)
	その他のもの＊＊＊＊		Q	(12)
一六〇二・九〇	その他のもの（動物の血の調製品を含む。）			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	
	その他のもの		X	
一六〇三・〇〇	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲(せい)無脊椎動物のエキス及びジュース			
	肉のエキス及びジュース		X	
	その他のもの	九・六％	B 7	
一六・〇四	魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キャビア及び魚卵から調製したキャビア代用物			
	魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）			
一六〇四・一一	さけ	九・六％	B 7	
一六〇四・一二	にしん		X	
一六〇四・一三	いわし	九・六％	B 10	
一六〇四・一四	まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお		X	
一六〇四・一五	さば	九・六％	B 10	
一六〇四・一六	かたくちいわし	九・六％	B 10	
一六〇四・一七	うなぎ		X	
一六〇四・一九	その他のもの			
	節類	九・六％	B 7	
	その他のもの	九・六％	B 10	